○関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

平成26年12月22日

要綱第23号

（目的）

第１条　この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、登録をした者又はその法定代理人に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　住基法に規定する住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書

（２）　住基法に規定する戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

（３）　戸籍法に規定する戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

２　この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者及び団体をいう。

（１）　住基法第12条第１項又は第20条第１項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（２）　住基法第12条の３又は第20条（第１項及び第２項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者又は団体

（３）　戸籍法第10条第１項（同法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（４）　戸籍法第10条の２（第２項を除く。以下同じ。）（同法第12条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者又は団体

（登録対象者）

第３条　本人通知制度の登録対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　住基法の規定により本村の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（除かれた住民票（除かれた日から起算して５年を経過したものを除く。）又は除かれた戸籍

の附票に記録されている者を含む。）

（２）　戸籍法の規定により本村の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

（登録の申請等）

第４条　前条に規定する登録対象者で本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、関川村本人通知制度登録申請書（様式第１号）により、村長に登録を申請しなければならない。

２　前項の場合において、申請者は、本人であることを証する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書その他これらに類するもの（本人の写真が貼付されている有効期限内のものに限る。）をいう。）を提示しなければならない。

３　第１項の場合において、やむを得ない理由により前項に規定する書類を提示することができないときにあっては、申請者は、次に掲げるいずれかの方法により申請者が本人であることを明らかにしなければならない。

（１）　村長が適当と認める書類を提示する方法

（２）　当該申請者の住民基本台帳又は戸籍の記載事項について、村長の求めに応じて説明する方法その他村長が本人であることを確認するため適当と認める方法

４　第１項の規定による申請を代理人により行う場合は、代理人本人であることを証する書類の提示等（その内容については、前２項の規定を準用するものとする。）に加え、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（１）　法定代理人　戸籍謄本その他その代理人の資格を証明する書類。ただし、本村に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができるときは、これを省略することができる。

（２）　法定代理人以外の代理人　委任状

５　申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第１項の規定による申請をすることができる。

（１）　疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請をすることができない場合

（２）　本村以外の市区町村に居住している場合

（登録等）

第５条　村長は、前条第１項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める

ときは、別に定める関川村本人通知制度登録者名簿（様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

（登録内容の変更等）

第６条　登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、関川村本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第３号）により、村長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（本人通知）

第７条　村長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、関川村住民票の写し等交付通知書（様式第４号）により当該登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　戸籍法第10条の２第５項（同法第12条の２において準用する場合を含む。）に規定する業務に係る請求により交付したとき。

（２）　その他村長が認める特別な理由に基づく請求により交付したとき。

２　前項の通知書には、次に掲げる事項を記載する。

（１）　住民票の写し等の交付年月日

（２）　交付した住民票の写し等の種別及び通数

（３）　交付した住民票の写し等の交付請求者の区分

（登録の廃止）

第８条　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を廃止するものとする。

（１）　第６条第１項に規定する廃止の届出があったとき。

（２）　登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（３）　登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により住民票が職権で消除されたとき。

（４）　その他村長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年３月１日から施行する。

附　則（平成27年12月25日要綱第28号）

（施行期日）

第１条　この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成28年１月１日）から施行する。

（経過措置）

第２条　この要綱による改正後の第４条第２項、様式第１号及び様式第３号の規定は、個人番号カードの交付を受けた者について適用し、個人番号カードの交付を受けていない者については、なお従前の例による。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成31年３月29日要綱第13号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和８年10月１日要綱第33号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

関川村長　様

関川村本人通知制度登録申請書

関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第４条の規定により、次のとおり登録を申請します。

		申請日　　年　　月　　日
申請者 （登録対象者）	フリガナ 氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	〒
	本　　籍	
	連 絡 先 （電話番号）	
通知を希望する項目		□　住民票　　□　戸籍　　□　戸籍の附票

代理人による申請の場合は、以下の欄について記入してください。

代理人		□　法定代理人（　□親権者　　□未成年後見人　　□成年後見人） □　法定代理人以外の代理人
	フリガナ 氏　　名	
	住　　所	〒
	連 絡 先 （電話番号）	

（注）

１　各欄に必要事項を記入し、該当する□に「レ」印を付してください。

２　申請の際、次の書類を提示し、又は提出してください。

⑴　本人による申請の場合　本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等）

⑵　法定代理人により申請する場合　代理人の本人確認書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

⑶　法定代理人以外の代理人により申請する場合　代理人の本人確認書類及び委任状

３　法定代理人により申請する場合は、本人通知制度による通知の宛先は、法定代理人の住所となります。

４　登録者名簿への登録は、原則として申込み受付日の翌日となります。

※事務処理欄（以下の欄は記入しないでください。）

受付	審査	本人確認	該当	登録	説明	登録期間
窓口・郵送		免・旅・個カ 他（　　）	住（　　） 戸（　　） 附票（　　）	住 戸 附票	窓口・通知１ （　/　）	年　月　日　から 年　月　日　まで
（必須）代理権確認		法定代理人：戸籍　後見登記事項証明書　他（　　）／任意代理人：委任状				

（裏面）

関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1　この制度は、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、登録をした人（以下「登録者」といいます。）に対し、その交付の事実を通知するものです。

○　「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本及び戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。
○　「第三者」とは、次に掲げる人又は団体をいいます。
・登録者又は、登録者の同一世帯員等（住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。）の代理人
・登録者、登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの（国及び地方公共団体の機関を除きます。）

2　登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても登録をしていなければ通知の対象にはなりません。
3　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録申請は、制度を利用しようとする人が次のいずれかに該当する場合です。
(1)　疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。
(2)　他の市区町村に居住しているとき。
4　通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに第三者の区分（登録者の代理人、代理人以外の第三者（個人、法人））です。
5　氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたときは、届出をしてください。届出がない場合は、通知書を送付することが出来ない場合があります。また、登録を廃止しようとするときも届出をしてください。
6　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

様式第２号（第５条関係）

関川村本人通知制度登録者名簿

No.	登録日	氏　　名	生年月日	住　　所	本　　籍	備考

様式第３号（第６条関係）

関川村長　様

関川村本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第６条の規定により、次のとおり（**□　登録内容の変更　□　登録の廃止**）を届け出ます。

			届出日	年　月　日
登録者	フリガナ 氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所	〒		
	連絡先 (電話番号)			

代理人による届出の場合は、以下の欄について記入してください。

代理人	□　法定代理人（　□親権者　□未成年後見人　□成年後見人　）	
	□　法定代理人以外の代理人	
	フリガナ 氏　名	
	住　所	〒
	連絡先 (電話番号)	

登録内容の変更の場合は、以下の欄について記入してください。

変更する事項		
□　登録者本人 □　法定代理人	□氏名 □住所 □連絡先(電話番号) □その他 （　　）	【変更前】
		【変更後】

（注）

１　各欄に必要事項を記入し、該当する□に「レ」印を付してください。

２　届出の際、次の書類を提示し、又は提出してください。

⑴　本人による届出の場合　本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等）

⑵　法定代理人により届出をする場合　代理人の本人確認書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

⑶　法定代理人以外の代理人により届出をする場合　代理人の本人確認書類及び委任状

※事務処理欄（以下の欄は記入しないでください。）

受付	審査	本人確認	変更	登録	説明	登録期間
窓口・郵送		免・旅・個カ 他（　　）	住（　　） 戸（　　） 附票（　　）	住 戸 附票	窓口・通知２ （　/　）	年　月　日　から 年　月　日　まで
(必須)代理権確認	法定代理人：戸籍　後見登記事項証明書　他（　　）／任意代理人：委任状					

様式第４号（第７条関係）

関川村住民票の写し等交付通知書

第　　号
年　　月　　日

様

関川村長　　印

次のとおり登録をした人の住民票の写し等を第三者に交付しましたので、関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第７条第１項の規定により通知します。

登　録　者		
交付年月日	年　　月　　日	
交付した住民票の写し等の種別及び通数	住民票	□　住民票の写し　　通 □　除かれた住民票の写し　　通 □　住民票の記載事項証明書　　通 □　除かれた住民票の記載事項証明書　　通
	附　票	□　戸籍の附票の写し　　通 □　除かれた戸籍の附票の写し　　通
	戸　籍	□　戸籍の謄抄本　　通 □　除かれた戸籍の謄抄本　　通 □　戸籍の記載事項証明書　　通
交付請求者（第三者）の区分	□　登録者等の代理人　　※１ □　代理人以外の第三者　※２ □個人（□八士業　□八士業以外） □法人（□八士業　□八士業以外）	

備考

１　本通知書は、登録をした人（以下「登録者」といいます。）の住民票の写し等を第三者に交付したことを通知するものです。

２　※１の「登録者等の代理人」とは、登録者又は登録者の同一世帯員等（住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。）の代理人をいいます。

３　※２の「代理人以外の第三者」とは、登録者、登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの（国及び地方公共団体の機関を除きます。）をいいます。また、「八士業」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士，海事代理士及び行政書士をいいます。

４　「交付年月日」は、住民票の写し等を窓口で交付した日又は郵便で送付した日です。

５　第三者への住民票の写し等を交付した内容については、関川村個人情報保護条例の規定により開示請求をすることができます。なお、開示においては、同条例の規定により開示される情報は制限されることがあります。　（問い合わせ先　関川村役場　　課　　班　電話　　－　　－　　）

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第７条関係）